

山口県 公園施設長寿命化計画

2020年3月

山口県 土木建築部 都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2020 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
5	227.20 ha	- m ²

2. 計画期間（西暦） [2020 年度～ 2029 年度（ 10 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
			1	1	3							5

②選定理由

全ての県立都市公園を対象とした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
385	27	95	36	102	24	95
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
309	0	20	1,093			

②これまでの維持管理状況

これまですべての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、指定管理者等による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。
 遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関するJPFA-SP-S：2014」に準じた点検を毎年1回実施している。
 この点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

③選定理由

本県の公園は設置から30年以上経過した公園が4割を占め、10年後には8割に達する見込みである。これまで公園施設の更新はそれほど行われておらず、公園施設の老朽化が顕在化してきている。今後は、財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントが必要となるが、老朽化の進行が顕著な施設を中心に、県民から施設の補修、もしくは更新の要望が出ているため、管理対象公園全てを計画対象公園とする。
 計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

健全度調査は、2019年4月から2019年8月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、主に指定管理者へのヒアリングによる健全度調査を実施した。

健全度調査は遊具を除く1,057施設のうち予防保全型管理の候補とした90施設について実施した。

2. 遊具等

遊具点検結果を指定管理者より受領し、健全度の把握を行った。

遊具に関しては毎年の点検と修繕等により状態の悪い施設は減少傾向にある。

3. 各種設備

法令等で点検が必要な施設について、点検結果の確認や指定管理者へのヒアリングを実施したが異常は確認されなかった。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (0)	-	-	-	-	
c. 土木構造物 (13)	3	10	0	0	
d. 建築物 (77)	2	67	8	0	
b. 遊具等 (36)	0	19	17	0	

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、指定管理者へのヒアリング等による健全度判定において判定Cの施設に対して設定を行い、指標は、「経過年」及び「劣化・不具合」の状況より設定した。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (0)	-	-	-
c. 土木構造物 (13)	0	0	13
d. 建築物 (77)	2	6	69
b. 遊具等 (36)	0	17	19

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

○公園の管理体制

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、公園管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

○年間の維持保全及び日常点検等の内容

【一般施設、土木施設等、建築物等】

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、使用禁止措置を行う。
- また、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、更新を位置づけたうえで措置を行う。

【遊具等】

- ・日常点検及び年1回実施する法定点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、使用禁止措置を行う。
- ・同年に実施する法定点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけたうえで措置を行う。

【その他設備等】

- ・法定点検（年1回実施）を健全度調査として活用する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

(1) 予防保全型に類型した施設

長寿命化計画に従い、緊急度の高い施設を優先して補修、更新する。

また、補修、更新を計画的に実施することにより、劣化、損傷による事故を未然に防ぎ、機能の保全を図りつつ、公園施設の長寿命化を図る。

法定点検を伴う施設以外に、劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設については、維持保全に加え、日常点検を行う。また、健全度調査を5年に1回程度実施し、健全度判定を行う。

次回以降の健全度調査による健全度判定結果が、今回の長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

(2) 事後保全型に類型した施設

事後保全型の施設は長寿命化の対象としないが、更新時期を計画に位置付けるとともに、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検により公園施設の機能の保全と安全性を維持する。

劣化や損傷が全体的に顕著となった時点で更新（または修繕）する。

目安としては健全度Cとなった段階で更新（または修繕）することを検討する。

8. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2029 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・整備進捗や次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。